

## 公益財団法人大倉精神文化研究所役員及び評議員の報酬等に関する規程

制定 平成 24 年 4 月 1 日規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人大倉精神文化研究所（以下「この法人」という。）の定款第 13 条及び第 27 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 理事長 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（次号において「法人法」という。）第 197 条において準用する同法第 77 条に定めるものをいう。
- (3) 常務理事 法人法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号に定めるものをいう。
- (4) 非常勤役員 評議員会で選任された役員のうち、理事長及び常務理事を除く理事又は監事をいう。
- (5) 評議員 定款第 10 条に定めるものをいう。
- (6) 報酬 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (7) 費用 職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料の経費をいう。

(役員及び評議員の報酬)

第 3 条 この法人は、理事長及び常務理事の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員の報酬については、理事会及び評議員会への出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員には、定款第 13 条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の理事長及び常務理事の報酬等の額は、別表第 1 に定める金額の範囲内とし、理事長は、理事会の承認を経て、その金額の範囲内で理事長及び常務理事に支払うものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表第 2 に基づき支払うものとする。
- 3 評議員の報酬等は、定款第 13 条に定める金額の範囲内において別表第 3 に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 理事長及び常務理事の報酬は、年間報酬額を定める場合であっても月額をもって支給するものとし、支給日は別に定める財団法人大倉精神文化研究所職員の旅費及び給与規程（以下「旅費及び給与規程」という。）に準ずる。

2 非常勤役員及び評議員にあつては、理事会及び評議員会への出席等、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった積立金等を控除して支給する。

（費用）

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行にあつて負担した費用については、これを請求のあつた日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員及び評議員が職務のために横浜市外に出張したときは、出張に要する費用として旅費を支給し、支給に関する詳細は別に定める旅費及び給与規程を準用する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人大倉精神文化研究所の設立の登記のあつた日から施行する。

別表第1 理事長及び常務理事の報酬総額

区 分	内 容	報 酬 額
理事長及び常務理事	年間報酬総額	2,500,000 円

別表第2 非常勤役員の報酬

区 分	内 容	報 酬 額
非常勤役員	理事会等出席1回につき	10,027 円

別表第3 評議員の報酬

区 分	内 容	報 酬 額
評議員	評議員会出席1回につき	10,027 円